

世田谷区砧・大蔵地区予約制乗合ワゴン広告掲載募集要項（車体利用広告）

世田谷区では、砧・大蔵地区予約制乗合ワゴンの車体へ広告を掲載していただける広告主を募集します。

広告掲載を希望される方は、各事項を十分にご確認のうえ、お申込みくださるようお願いいたします。

〔募集の概要〕

1 募集物件

砧・大蔵地区予約制乗合ワゴンへの広告掲載（車体利用広告）

2 広告掲載媒体・規格など

- （１）掲載場所 ワゴン車両側面
- （２）規格 縦 297mm×横 420mm（カラー）（２枠）
- （３）期間 ６か月間又は９か月間
- （４）広告掲載料 ６か月間：44,000 円、 ９か月間：55,000 円

〔申込方法等〕

1 申込受付期間、方法

（１）受付期間

広告枠に空きが生じる限り、以下の期間で受け付けます。

① 広告掲載期間：６か月間の場合

令和７年４月１日（火）～令和７年９月１２日（金）

② 広告掲載期間：９か月間の場合

令和７年４月１日（火）～令和７年６月１３日（金）

（２）申込方法 必要書類を持参または郵送で、世田谷区道路・交通計画部交通政策課まで（受付時間は午前 8 時 30 分～午後 5 時）

（３）申込必要書類

① 世田谷区砧・大蔵地区予約制乗合ワゴン広告掲載申込書 １部

② 法人等の概要（業務内容を含む）を確認することができる書類 １部

※提出された書類で申込資格の確認が取れない時は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

〔申込資格〕

申込みにあたっては、別紙１「広告掲載可能業種一覧」に該当し、かつ下記の①～③の要綱、基準及び要領（以下「要綱等」という。）に定める基準を満たし

ていることが条件となります。

- ① 世田谷区広告掲載要綱
- ② 世田谷区広告掲載基準
- ③ 世田谷区砦・大蔵地区予約制乗合ワゴン広告掲載実施要領

かつ、次の各項目に該当しない方が申込みできます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者）
- 2 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者またはその構成員並びにそれらの協力者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者またはその構成員並びにそれらの協力者
- 4 本広告掲載に関して、上記に掲げる者から委託を受けた者
- 5 税金等の滞納がある者

〔広告掲載の決定方法〕

- 1 区において、要綱等に基づき、申込者の資格や広告内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定します。
- 2 広告掲載が可となった申込者が募集枠を上回ったときは、世田谷区広告掲載基準第7条に定める優先順位により決定します。なお、同順位の場合は、長期間の申込みを優先します。期間が同一である場合は、申込者によるくじ引きにより決定します。また、申込者がくじ引きに参加できない時は、申込者に代わって区担当者がくじを引きます。

〔広告掲載決定後の流れ〕

- 1 広告掲載の決定
申込書類の提出から概ね2週間以内に、広告掲載の可否を決定して、申込者に対し、広告掲載決定通知書または広告不掲載決定通知書を送付します。
- 2 広告掲載料のお支払い
区が指定する納入期日までに広告掲載料のお支払いをお願いします。なお、納入された広告掲載料はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。ただし、広告主の責に帰すことのできない事由により広告が掲載することができなかった場合はこの限りではありません。

3 広告原稿の提出

広告掲載決定通知書を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、区が指定する期日までに広告原稿を区担当者へ提出してください。なお、広告原稿の形式は、別途区担当者にご確認ください。

4 広告掲載写真のお届け

広告掲載後、各広告主に広告掲載写真をお送りします。

〔その他〕

- 1 申込内容に虚偽があることが判明したとき、及び区が広告掲載について不適切と判断したときは、広告掲載をお断りする場合があります。
- 2 広告原稿データの作成費用については、申込者（広告主）の負担となります。

<申込先・問合わせ先>

世田谷区道路・交通計画部交通政策課

〒158-0094

世田谷区玉川1-20-1

電話：03-6432-7946

FAX：03-6432-7991